

様

松茂町長

印

松茂町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金
交付決定取消通知書・手術費補助金返還命令書

松茂町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり交付決定の取消を通知します。なお、同要綱第14条の規定により、既に補助金の交付を受けているときは、下記のとおり返還してください。

記

- 1 交付決定番号 第 号
- 2 取消理由
- 3 補助金返還期限

【要綱抜粋】

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 虚偽の内容による交付申請があった場合
- (3) 手術後、申請者が飼い猫として飼養する場合

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、松茂町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定取消通知書・手術費補助金返還命令書（様式第7号。以下「交付決定取消通知書・返還命令書」という。）により、申請者に通知するものとする。

第14条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付決定取消通知書・返還命令書により、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。